

第1520号

AFN-1520

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

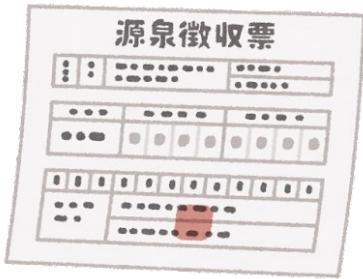
2024年 7/1 (月)

『簡易な扶養控除等申告書 FAQとりまとめ公表—国税庁』

国税庁は今般、表題のFAQをとりまとめた。改正の概要、簡易な申告書を提出できる場合等、記載方法等、年の途中の異動、給与等の支払者の源泉徴収事務に関する事項等について掲載。令和7年1月1日以後に支払を受ける給与等から提出できる。

提出者について、前年に提出した扶養控除等申告書に記載した事項から異動がない場合とは、記載すべき事項のすべてが前年から異動がない場合をいうが、○源泉控除対象配偶者の所得の見積額が95万円以下○控除対象扶養親族及び年少扶養親族、及び、障害者である同一生計配偶者のうち控除対象配偶者に該当しない人の所得の見積額が48万円以下○(特別)障害者控除の対象となる人の障害の程度等に変動があった場合○勤労学生控除の適用を受けており、所得の見積額が75万円以下、かつそのうち事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得以外の見積額が10万円以下である場合等も異動なしと取り扱って差し支えないとしている(問2-3)

給与等の支払者について、簡易な扶養控除等申告書は、その提出期限の属する年の翌年1月10日の翌日から7年間の保存が求められる。源泉徴収票の「配偶者の合計所得」欄は、その年の「配偶者控除等申告書」を基に記載する。(問5-1、3)



『新機軸部会第3次中間整理公表 40年頃に向けた経済産業政策』

経済産業省は、2040年ごろに向けて人口減下でも一人一人が豊かになれる日本の将来見通し(シナリオ)と、これに沿って足下で今後検討が必要となる施策を「経済産業政策新機軸部会第3次中間整理」として取りまとめた。足下の日本経済には「国内投資の拡大」や「賃金の上昇」といった潮目の変化が生じているが、その変化を継続させていくには、国内に広がる人口減少を起点とした将来悲観を払拭、企業や個人の長期目線で前向きな挑戦を後押しして日本の将来期待の醸成を図ることが重要とし、計7回にわたり議論を続けてきた。

中間整理によると「新機軸」で示した新たな考え方・やり方で進んだ場合、持続的成長に必要なのは、需要が増加し供給が強化されて更に需要が増えるという循環で、需要と供給の循環を結び付けるのは投資・イノベーションであると指摘。社会課題解決を起点とした高付加価値分野で新たな需要を喚起するとともに、それを満たす供給側への投資・イノベーションが必要。持続的な所得向上は個人消費の需要喚起にもつながっていく。また、日本企業はフルラインナップのものづくりネットワーク、生活・文化・コンテンツの魅力などの強みを活かして世界と勝負し、生活を豊かにする挑戦に取り組むことになるという。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com